受信装置																							
副次的に発する電波等の限度	感度	通過帯域幅	減衰量	スプリアス・レスポンス	隣接チャネル選択度	感度抑圧効果	相互変調特性	局部発振器の周波数変動	ディエンファシス特性	総合歪及び雑音													
電界強度測定器又はスペクトル分析器	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器周波数計レベル計	標準信号発生器周波数計レベル計	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	低周波発振器標準信号発生器レベル計又はオシロスコープ	標準信号発生器レベル計	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	周波数計	低周波発振器直線検波器	標準信号発生器歪率雑音計													
○																							

［注１～24　略］

［イ・ウ　略］

［二・三　略］

受信装置																							
副次的に発する電波等の限度	感度	通過帯域幅	減衰量	スプリアス・レスポンス	隣接チャネル選択度	感度抑圧効果	相互変調特性	局部発振器の周波数変動	ディエンファシス特性	総合歪及び雑音													
電界強度測定器又はスペクトル分析器	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	標準信号発生器周波数計レベル計	標準信号発生器周波数計レベル計	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	低周波発振器標準信号発生器レベル計又はオシロスコープ	標準信号発生器レベル計	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	周波数計	低周波発振器直線検波器	標準信号発生器歪率雑音計													
○																							

［注１～24　同上］

［イ・ウ　同上］

［二・三　同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。